

滝川商工会議所 会議所共済制度 福利給付金支給規定

第 1 条（目的）

この規定は、会員である会議所共済制度加入者に対し、別表に定める給付を行い、会員事業所の福利増進をより一層図る事を目的とする。

第 2 条（定義）

1. この規定で「会議所共済制度」とは、滝川商工会議所が業務を委託する生命保険会社との間に締結した、入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期預金（団体型）を基幹としたものの事をいう。
2. この規定で「加入者」とは、前項の会議所共済制度の加入者の事をいう。
3. この規定で「加入事業所」とは、第 1 項の加入者が所属する事業所の事をいう。

第 3 条（給付対象者）

この規定の給付対象者は、会員である加入事業所の加入者とする。

第 4 条（責任開始日及び保険期間）

1. この規定の責任開始日は、会議所共済制度の責任開始日と同日とする。
2. この規定の保険期間は、1 年間（毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄）とする。

第 5 条（見舞金）

第 3 条の給付対象者が責任開始日以後に、病気により国内の医療機関に入院し、その入院実日数が 5 日以上 19 日以内、または、20 日以上継続入院をしたとき、年 1 回を限度として口数に応じて支給いたします。（6 ヶ月以上継続加入者に限る）

第 6 条（支給額）

第 5 条の支給額は、6 ヶ月以上継続加入者でパンフレットに記載している額とする。

第 7 条（請求手続き及び請求の限度日）

1. 第 5 条に規定する給付金支払い事由に該当した場合は、加入事業所が滝川商工会議所所定用紙により、請求を行う。
尚、加入事業所が次項（2 項）の請求期限内に請求しない場合は、これを支給しない。
2. 見舞金の請求期限は、支払い事由が生じたときから 3 年以内とする。

第 8 条（査定権及び添付書類）

1. この規定の運用にあたっては、滝川商工会議所が査定権をもつものとする。

2. 給付金の添付書類は、別表に定める書類とするが、滝川商工会議所が特に必要と認めた場合、証明書または、その他必要な書類を添付しなければならない。

第 9 条（その他）

その他この規定に定められていない事項については、当事者が協議し決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月7日一部改正。